

全部適用の利点

- 管理者の設置による経営責任の明確化
- 自律性が高まることによる効率的・効果的な運営体制の確立
- 適切な公的負担による独立採算の確保
- 患者様へのサービスの向上推進
- 公営企業としての職員の意識改革

行政用語メモ

地方公営企業法の「全部適用」とは？



病院事業における地方公営企業法の適用については、山陽小野田市民病院では「財務規定（企業会計方式）」だけの「一部適用」でしたが、「全部適用」では、病院局で組織編成、人事、予算原案の作成、契約の締結などができます。例えば次のとおりです。

- 病院事業の組織が市の一般行政組織から独立する
- 管理者（専任の特別職）が設置できる
- 内部組織の設置、職員の任免・給与、身分の取扱等が市長から管理者への権限委譲される

観・人生観も多様化しています。一方、高齢社会が着実に進行しており、現実には病気や障害で苦悩を抱えている人はむしろ増加しています。しかし、国の医療政策により、国民の医療費の負担は増加し、必要な医療を控えざるを得ない傾向にあることは否定できません。経営の観点で考えると極めて厳しい状況にあります。

職員一丸となって誠意と意欲をもって取り組んでいきます

このような時こそ、良質で適正な医療の提供が望まれているものと思います。病院職員は一丸となって市民の皆様の健康保持に懸命に努力していきます。市民の皆様の信頼を得ることで、当面は単年度収支を適

正に保つように誠実、謙虚に努力していく決意です。職員一人ひとりには誠意と意欲が十分にあるのですが、建物や設備が老朽化しており、外見から中身を判断されている部分もあるのではないかと懸念するところもあります。この点については、施設設備とともに医療技術や患者様へのサービス向上などに努めて対応していきたいと考えます。

また、将来構想検討委員会の答申にもありましたように、新病院建設の必要性は十分認識しています。決意を新たにし、病院健全化に努力していきますので、皆様のご理解、ご協力のほどをよろしくお願いします。